

長久手市郷土史研究補助金交付要綱

(通則)

第1条 長久手市郷土史研究補助金(以下「補助金」という。)は、長久手市の郷土の歴史を調査研究する団体が、郷土文化の振興・発展のための事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する。この交付に関しては、長久手市補助金等交付規則(昭和60年長久手町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象及び補助金の額)

第2条 前条に規定する事業は、次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)とし、この実施に必要な経費のうち、市長が認める別表の経費の2分の1以下の額を交付する。なお、交付決定前に実施された事業も対象とする。

- (1) 郷土史の調査研究に関する事業
- (2) 郷土史の普及及び啓発に関する事業
- (3) 郷土文化の振興・発展に関する事業
- (4) その他、市長が必要と認める事業

2 補助事業に対する補助金の上限額は、200,000円とする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体(以下「申請者」という。)は、長久手市郷土史研究補助金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業の着手の日又は補助事業実施年度の5月末日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第1-2号)
- (2) 収支予算書(様式第1-3号)

(交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、長久手市郷土史研究補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助団体」という。）は、当該通知に係る補助金の交付決定又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、書面で申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（概算払）

第6条 市長が特別の理由があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。補助団体が概算払により、補助金を受けようとするときは長久手市郷土史研究補助金概算払請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（計画の変更、中止又は廃止の申請等）

第7条 補助団体は、補助事業等の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ長久手市郷土史研究補助金変更等承認申請書（様式第4号。以下「変更等承認申請書」という。）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的を損なわない事業計画の細部を変更する場合においては、この限りではない。

2 市長は、前項の変更等承認申請書の提出があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、長久手市郷土史研究補助金変更等承認通知書（様式第5号）により、補助団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（実績報告）

第8条 補助事業の完了後、補助団体は、長久手市郷土史研究補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）を次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。また、概算払により補助金の交付を受けたときは、併せて長久手市郷土史研究補助金概算払精算書（様式第7号）を提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第6-2号）

(2) 収支決算書（様式第6－3号）

(3) 現金出納簿

(4) 当該年度の通帳の写し

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の実績報告書に基づき補助金の額を確定し、長久手市郷土史研究補助金交付確定通知書（様式第8号）により、補助団体に通知するものとする。

2 補助団体は、確定した事業費の額が、概算払いを受けた額に満たない場合、その差額について速やかに返還しなければならない。

（補助金の請求）

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付確定を受けた補助団体が、補助金の交付を請求しようとするときは、長久手市郷土史研究補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 規則第15条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

2 規則第15条第2号に規定する市長の定める財産は、取得価格が単価5万円以上のものとする。

3 補助団体が規則第15条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、市長はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和14年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

経 費	備 考
人件費	展示会準備等
報償費	講師謝金等
使用料・賃借料	会議室使用料、視察レンタカー代
燃料費	ガソリン代
消耗品費	事務用品等
食糧費	会議お茶、講師弁当代等
印刷費	印刷製本費、資料コピー等
旅費	研修、視察等旅費

補助対象経費には、視察研修、慰労会等の飲食費及び市の減免を受けている費用は含まないものとする。

様式第1号（第3条関係）

長久手市郷土史研究補助金交付申請書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

このことについて、下記のとおり補助事業を実施したいので、長久手市郷土史研究補助金交付要綱第3条の規定により申請します。なお、長久手市郷土史研究補助金交付要綱を遵守します。

記

1 事業の目的

2 補助金申請額

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第1-2号）
- (2) 収支予算書（様式第1-3号）
- (3) その他参考となる資料

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

長久手市郷土史研究補助金交付決定通知書

様

長久手市長

年 月 日付けで補助金交付申請のありましたこのことについて、下記のとおり決定します。

記

- 1 事業名
- 2 交付決定額
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ承認を受けること。（様式第4号）
 - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに報告し、その指示を受けること。
 - (3) 長久手市郷土史研究補助金交付要綱を遵守すること。

様式第3号（第6条関係）

長久手市郷土史研究補助金概算払請求書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で長久手市郷土史研究補助金交付決定通知のありました補助金について、長久手市郷土史研究補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の概算払を請求します。

記

1 請求金額

金 _____ 円

2 振込先

金融機関名 本支店名 _____

口座種別・番号 _____

口座名義人（フリガナ） _____

様式第4号（第7条関係）

長久手市郷土史研究補助金変更等承認申請書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定されました補助対象事業
を下記のとおり変更・中止・廃止したいので、長久手市郷土史研究補助金交付要
綱第7条の規定により申請します。

記

1 事業名

2 変更内容

変更事項	変更前	変更後

3 変更、中止又は廃止理由

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

長久手市郷土史研究補助金変更等承認通知書

様

長久手市長

年 月 日付けで補助対象事業の変更等承認申請のありましたこと
については、下記のとおり決定します。

記

1 事業名

2 変更内容

変更事項	変更前	変更後

3 交付条件

補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難
となったときは、速やかに報告し、その指示を受けること。

様式第6号（第8条関係）

長久手市郷土史研究補助金実績報告書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった補助事業
については下記のとおり実施しましたので、長久手市郷土史研究補助金交付要
綱第8条の規定により報告します。

記

1 事業の目的

2 実績額

金 _____ 円

3 交付決定額

金 _____ 円

4 添付書類

- (1) 事業報告書（様式第6-2号）
- (2) 収支決算書（様式第6-3号）
- (3) 現金出納簿
- (4) 当該年度の通帳の写し

様式第7号（第8条関係）

長久手市郷土史研究補助金概算払精算書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号にて交付決定があり、概算払を受けた長久手市郷土史研究補助金について、下記のとおり精算報告します。

記

1 実績額

金 _____ 円

2 交付決定額

金 _____ 円

3 概算払済額

金 _____ 円

4 精算額

金 _____ 円

様式第8号（第9条関係）

第 号
年 月 日

長久手市郷土史研究補助金交付確定通知書

様

長久手市長

年 月 日付けで提出のありました実績報告書により、補助金を
下記のとおり確定しました。

記

補助金の額

金 _____ 円

様式第9号（第10条関係）

長久手市郷土史研究補助金請求書

年 月 日

長久手市長 殿

住所

団体名

代表者職氏名

印

年 月 日付け 第 号で補助金交付確定通知のありました
補助事業については、長久手市郷土史研究補助金交付要綱第10条の規定によ
り下記のとおり補助金を請求します。

記

1 事業の目的

2 請求金額

金 _____ 円

3 振込先

金融機関名 本支店名 _____

口座種別・番号 _____

口座名義人（フリガナ） _____

4 添付書類

補助金交付確定通知の写し